

## 2月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和3年2月17日(水)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
  - 日程第1 会議録署名委員の指定について
  - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
  - 日程第3 教育長の報告について
  - 日程第4 議案第4号 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例の一部改正について ……資料1(学校教育課)
  - 日程第5 議案第5号 藤井寺市GIGAスクールサポーターの就業に関する規則の制定について ……資料2(教育総務課)
  - 日程第6 報告第5号 教育委員会の後援名義等使用について ……資料3(教育総務課)
  - 日程第7 報告第6号 教育財産の取得について ……資料4(教育総務課)
  - 日程第8 その他報告事項
    - 市立図書館と学校図書館の連携について ……(図書館)
    - 令和2年度藤井寺市公民館まつり及び合同閉講式中止について ……(生涯学習課)
    - 藤井寺市教育振興基本計画見直し案について ……(教育総務課)
- 4 出席委員 教育長 濱崎 徹  
教育委員(教育長職務代理者) 藤本 英生  
教育委員 糸野 聡史  
教育委員 福村 尚子  
教育委員 足立 敦子
- 5 教育部出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育部次長兼教育総務課長、教育部次長兼生涯学習課長、学校教育課長、文化財保護課長、スポーツ振興課長、図書館長
- 6 書記 教育総務課課長代理
- 7 傍聴者 0人

午前10時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育長

おはようございます。1月に緊急事態宣言が発令されてから、感染者の数も少しずつ少なくなり、2月に入って緩和の方向になるのかなと思っていますが、かなり慎重な議論が進んでいて判断の方も慎重なようです。2月初めに校長会があり、後に、ある校長先生が呟いていたのですが、「この一年、本当に子どもたちにとって充実した日々が送れたのかなあということで、運動会や修学旅行など大きな行事でしたが、中止することなく実施できました。印象としては『何とか実施できた』『やっと実施できた』というような印象しか残らない。『教員そのものが満足した形では終わっていないことも含めて言えば、子どもたちは本当に満足したのかな』という印象です。」ということです。

卒業式も感染防止対策を講じて、来賓なしで挙行することが決定しましたが、思い出や感謝の言葉とか、心を合わせて、また、涙を流して歌うお別れの歌なども最高の感動となる式典が、大きな制約を受けて思いどおりに演出できないということで、各校またジレンマが続くようでございます。

それでは、2月定例教育委員会議を始めさせていただきます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、桑野委員よろしくお願いたします。

続きまして、前回令和3年1月の教育委員会会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、承認ということで、よろしくお願いたします。

次に、教育長報告は、ございません。

それでは会議次第に従い議事に入ります。本日は議案が2件、報告事項が2件、その他報告事項が3件でございます。

はじめに、議案第4号 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例の一部改正について、学校教育課長、説明願います。

○学校教育課長

議案第4号 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例の一部改正について、説明させていただきます。資料1をご覧ください。この条例の改正案、新旧対照表、改正後の条例が入っております。

昨今のいじめ問題が社会問題とされる中、本市におきましても、今後、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく重大事態が発生し、教育委員会の附属機関である「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」が、その調査を行う場合に必要な事項を定めるため、本条例を改正しようとするものです。改正の主な内容ですが、まず、この「いじめ問題専門委員会」で調査を行うことになった場合における委員の第三者性の担保です。第3条の委員組織の事項について、第2項第4号の藤井寺市立小学校又は中学校の代表者を除くこととしました。調査結果に対して、より公平性、中立性を確保することで、被害児童、生徒や保護者の立場に立った調査が行わ

れることが期待できます。

次に、調査を行うに当たり第6条にあります調査員を置くことを可能にすることです。基本的には、委員で調査を行うこととなりますが、事案により多くの関係者から聞き取り作業を行う必要があり、委員だけでは長期間かかることが予想される場合等に設置することを想定しています。調査員は、委員と共に聞き取りを行ったり、報告書を作成するなど委員を補助する役割を担います。

また、附則第2条をご覧ください。委員や調査員が調査業務に従事した際の報酬について新たに定めるものです。大阪府のいじめ再調査委員会や日本弁護士会が出されているガイドラインを参考に、調査については時間当たり9千5百円を設定しました。近隣市でも条例改正が進んでおり、安価な報酬設定により、委員の選定が困難になり、調査に時間がかかることは避けるべきだと考えております。

主な改正点は以上ですが、この改正に関連し市長部局の方から、藤井寺市いじめ問題再調査委員会条例の制定案が上程されると聞いております。これは、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づき、重大事態案件を調査した藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会の調査結果を教育委員会から市長へ報告された内容によって、市長が事実関係を明確にするなど、さらなる調査が必要と判断したときに、市長の諮問に応じ、再調査を行うための組織を市長が設置する条例でございます。なお、この委員会の庶務は人権主管課（現在の協働人権課）が行うものです。説明は以上です。

○教育長

ありがとうございます。委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○委員

令和2年度では、ほぼ何件くらいいじめの報告があったのか基本的なことを教えてください。

○学校教育課長

令和2年度につきましては、2学期末の時点までしか出ておりませんが、本市のいじめの認知件数は、小学校で39件、中学校で19件、市全体では50件となっております。その内、3か月間該当事案にかかるいじめが確認されず、対象と判断された件数については、小学校が19件、中学校が6件となっております。以上です。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

今回の改正のポイントを教えてください。

○学校教育課長

今回の改正のポイントは、先ほどの説明の中でもお話させていただきましたが、一つ目は委員の第三者性の担保をした部分です。被害児童、生徒や保護者の立場に

立った調査が行われ、改正前より調査結果の公平性、中立性をより高く確保できるようにいたしました。二つ目のポイントは、実際に調査を行うに当たり必要な事項を加えた点です。第6条には調査員について明記し、調査を実際に進めていくうえで適切にできる限り短期間で実施できるように改正いたしました。以上です。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

委員の第三者性について、学校の代表者を除いたことは評価できると思いますが、第3条で弁護士や心理、福祉の専門的知識及び経験を有する者と規定されていますが、藤井寺市で雇用されている人や、関わりの深い人が委員になると、第三者性が薄れてしまうのではないかとと思われるのですが、その点はいかがでしょう。

○学校教育課長

この改正を機に、委員に就任される方は、例えば大阪心理士会に依頼して推薦を受けた方をはじめ、藤井寺市に直接関係のない方をお願いしていくことで考えております。以上です。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

先ほど説明にもありました調査員について、もう少し詳細をお聞きしますが、第6条には必要に応じて調査員を置くことができるとありますが、どのような場合に設置されますか。また、どのような役割を担いますか。

○学校教育課長

基本的には委員で調査を行っていきますが、事案により多くの関係者から聞き取り作業を行う必要があり、委員だけでは長期間かかることが予想される場合などに設置することを想定しております。調査員は委員と共に聞き取りを行うなど、委員を補佐、補助する役割を担います。以上です。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

調査を行うことになった場合、費用はどれくらいかかりますか。

○学校教育課長

事案によるので総額についてはなかなかお答えすることはできないのですが、個別の専門委員と調査員の報酬については、調査の実施、当該調査により収集した情報の検証又は調査の結果に係る報告書の作成に関する業務に従事する場合、1時間

につき9千5百円と考えています。これは、「大阪府立学校等のいじめの重大実態に係る再調査委員会規則」で設定された報酬額を参考にしています。また、近年、弁護士等がいじめの調査等において、日額1万円以下の安価の報酬で活動を行っていることを受け、日本弁護士連合会からガイドラインが出されております。報酬額が原因で委員を委嘱できず、調査が遅れることは避けるべきだと考えておりますので、十分な報酬額の設定が必要だと考えております。専門委員の報酬について定めている「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改定について、条例を主管している人事課と協議し、時間額9千5百円とするものです。

○教育長

他にご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。それでは議案第4号 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例の一部改正について、このとおり決定してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第4号について、決定いたします。

続きまして、議案第5号 藤井寺市G I G Aスクールサポーターの就業に関する規則の制定について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

議案第5号 藤井寺市G I G Aスクールサポーターの就業に関する規則の制定について説明させていただきます。お手元の資料2をご覧ください。G I G Aスクールサポーターにつきましては、タブレット端末の整備や、使用マニュアルの作成などの初期導入事務を担っており、導入後におきましてもタブレット端末の更新事務、導入アプリの活用方法のアドバイスなど、今後も多岐にわたる事務を処理することとなります。現在、業者と委託契約を結びG I G Aスクールサポーターの派遣を受けておりますが、今後は、藤井寺市会計年度任用職員として採用し、G I G Aスクール構想の早期実現に取り組むスタッフの一員として学校現場のサポートや助言を担っていただくものでございます。以上です。

○教育長

ありがとうございました。それでは委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○委員

予算もあると思いますが、何人くらい雇用される予定ですか。

○教育総務課長

実際には1名の雇用予定でございます。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

業務委託から会計年度任用職員として採用することになった理由を教えてください。

○教育総務課長

令和2年度におきましては、G I G Aスクールサポーター制度について初年度であり、直接雇用の募集形態ですと適切な人材が見つからない可能性が懸念されました。そのため、業務委託といたしました。G I G Aスクール構想に取り組んでいく中で、周辺自治体等の情報を収集し、直接雇用での支援体制の事例もみられましたことから、令和3年度は本市におきましても直接雇用とするよう考えたものです。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

現在の支援はどのようになっていますか。

○教育総務課長

現在、機器導入は一定完了しておりますが、導入サポートや使用マニュアルの作成、タブレットのトラブル対応など、教育委員会内や各小中学校現場において、現在適切な支援をいただいております。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第5号 藤井寺市G I G Aスクールサポーターの就業に関する規則の制定について、このとおり決定してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第5号について決定いたします。

続きまして、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決させていただきましたので報告いたします。

まず、報告第5号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。今回の

報告につきましては、令和3年1月の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料3の表の2件でございます。以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。

○教育長

ただ今の報告について委員の皆様、何か質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第5号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、報告第5号について、承認いたします。

次に、報告第6号 教育財産の取得について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

教育財産の取得についてご説明いたします。お手元の資料4をご覧ください。

市立小中学校大型液晶テレビ等の購入につきましては、現在、既に設置しております物を更新するものでございます。本市のGIGAスクール構想では、ICT機器を活用した授業を展開する中で、クラス全員が課題に対し調べた内容や答えを引き出すまでのプロセス、あるいは、理解した内容を共有することで、互いに刺激し合い、切磋琢磨し、共に成長することを目指しています。そのためのアイテムとして、大画面で解像度の高いテレビを用いることが必要となってまいります。今回、整備しようとしている台数が非常に多いことや、本年度中の納品完了を目指しておりますことから、早急に入札執行を行ったものでございます。そのため、市長への財産の取得の申し出につきましては、教育長が臨時代理して市長に申し出ましたので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○教育長

それでは、只今の件について委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○委員

この大型液晶テレビの更新費用の価格はわかるのですが、このテレビ単体の価格を教えてくださいませんか。

○教育総務課長

税込価格で1,984万4千円でございます。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

今回の更新で、よくなった点、便利になった点等を教えてください。

○教育総務課長

今回の更新では、画面サイズを現在の50インチから55インチにし、画像解析度につきましては以前の2倍近くの物となっております。より画像が見やすくなっておりますので、その点が非常に良くなったと考えております。また、教員、子どもたちからのデータ送信を有線ではなく無線で行えるようにしたことで、教室内でのテレビ授業が可能となったり、有線利用時の足掛けによる転倒防止にもなると考えております。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは報告第6号 教育財産の取得について、承認してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」

○教育長

それでは、報告第6号について承認いたします。

次に、その他報告事項について3件ございますが、まず、市立図書館と学校図書館の連携について、図書館長、報告願います。

○図書館長

市立図書館と学校図書館の連携について、口頭にてご報告させていただきます。

令和2年10月より開始いたしました学校図書館と市立図書館の図書館同時管理システム連携ですが、11月より図書配送便を開始し、令和3年2月より児童生徒への個人貸出を開始しました。今までは市立図書館から各校へ貸出した資料は学校内での閲覧のみとなっておりますが、児童生徒が学校図書館を通し貸出を受け、自宅へ持ち帰ることができるようになりました。授業においての利用はもちろん、コロナ禍において自宅に居ることが多い子どもたちが、より充実した時間を過ごせるよう、学校及び関係各課と協力し利用の促進に努めたいと考えております。広報ふじいでら2月号にも掲載し、各ご家庭への通知とさせていただいております。以上です。

○教育長

ただ今の件につきまして、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは次に、その他報告事項 令和2年度藤井寺市公民館まつり及び合同閉講式中止について、生涯学習課長、報告願います。

○生涯学習課長

毎年、文化教室の学習成果を発表する機会といたしまして、3月に実施しております藤井寺市公民館まつりと、合わせて実施しております合同閉講式についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、昨年度に引き続き中止と



させていただきますことを報告させていただきます。

○教育長

この件につきまして、何かご質問等ございますか。

○委員

皆さん楽しみしている講座がたくさんあると思いますが、今回、公民化や文化教室の発表に関して、新型コロナウイルスの関係で講座が減っていると思いますが、どれくらい減っているのか教えてください。

○生涯学習課長

新型コロナウイルスの影響で文化教室の規模が縮小している、あるいは数がどうかということですが、例年は5月から開講させていただいておる文化教室ですが、今回は9月からの開講ということで期間が短くなっています。ただ、受講希望の人数が集まらずに開講できなかったといった講座は3つありましたが、新型コロナウイルスが直接的な原因で開講を見合わせたという教室はございませんでした。以上です。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

藤井寺市公民館まつり及び合同閉講式が実施されないということですが、文化教室の受講生が成果を発表する別の機会は設けないのでしょうか。

○生涯学習課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、広報紙やホームページでの掲載はしませんが、3月初旬に生涯学センター1階展示コーナー等で各教室の活動風景の写真を展示させていただいたり、一部の教室については、作品を展示したりということで受講生の学習成果を紹介させていただこうかと思っています。以上です。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは次に、その他報告事項 藤井寺市教育振興基本計画見直し案について、教育総務課長、報告願います。

○教育総務課長

藤井寺市教育振興基本計画見直し案についてご報告させていただきます。

藤井寺市教育振興基本計画につきましては、平成28年5月に策定いたしました。教育振興基本計画は、平成18年12月の改正教育基本法の施行や平成27年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、市長が定めた教育、学術、及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、いわゆる教育大綱の制定などを受け、教育委員会として教育振興に関する総合的、基本的な方針を明確にする必要から計画を策定いたしました。また、平成28年4月からスタートいたしました、

藤井寺市第五次総合計画との整合性を図るため、計画期間を8年間としておりました。今年度、市の第五次総合計画が後期基本計画として見直されましたことを受け、教育振興基本計画につきましても見直しを図ったものでございます。お手元の見直し案をご覧ください。第1章については、計画の策定についてということで、計画見直しの趣旨、計画の位置づけや期間について記載させていただいております。

次に3ページからの第2章では、本市の教育の状況をまとめており、園児数、児童数、生徒数等の推移について記載しております。また、この章では学校園での教育活動や、生涯学習、スポーツ振興、文化財保護の概要について記載しております。

次に9ページから第3章として、本市の教育が目指すものということで、基本的な考え方について生涯学習社会の実現や、目まぐるしい社会情勢の変化に対応できる人材を育てるための学校教育の方向性等を記載しております。

12ページからの第4章では、その基本方針を踏まえたそれぞれの項目ごとに、現状と課題、今後の方向性を示しています。

最後に54ページから資料編ということで、小中学校、幼稚園の通学通園区域、学校園の特色ある教育活動、児童生徒の学力学習状況の実態、主な生涯学習関係資料、スポーツ振興事業、文化財保護事業の令和元年度の状況につきまして記載しております。以上が計画の見直し案でございます。また、今後のスケジュールにつきましては、現在、2月22日まで本見直し案に対するパブリックコメントを募集しており、市民からのご意見をいただきたいと考えております。そこで頂戴した意見等を踏まえて改めて内容を精査し、3月には教育委員会にて議決を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○教育長

この件について何かご質問等ございますか。よろしいですか。今説明いただきましたが、この件につきましては、各方面のご意見をいただきながら、次回3月の定例教育委員会で審議、ご決定をいただく予定でございます。今後、さらにご意見があれば事務局へ言っていただきたいと思いますと思います。事務局は、いつ頃を目途に言っていただければよいですか。

#### ○教育総務課長

恐れ入りますが、2月中にはご意見を賜りたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

#### ○教育長

それでは2月中ということで、委員の皆様、よろしく願いいたします。また、各課長も、いただいた意見を基に再度見直しをお願いするもわかりませんのでよろしく願いいたします。

以上で本日本日予定しておりました案件は終了しました。全体を通じて何かご発言等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、2月定例教育委員会議を終了させていただきます。

不要不急の外出、移動自粛の要請がまだまだ出ておりますので、お身体をご自愛いただきますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午前10時40分